

# 新型コロナウイルス感染症患者急増対策について

新型コロナウイルス感染者の急増を踏まえ、入院医療体制等の拡充や、円滑な入退院に向けた病院等への「入口」及び「出口」対策を強化するとともに、増加している入院調整中の患者への適切な対応を推進する。

## I 現状及び課題

区分	現状 / 課題
入院病床 (756 床)	・病床使用率の高い水準が継続し、厳しい運用状況 ・退院基準満了者のうち、特に社会福祉施設や自宅から入院した高齢者の退院先確保が困難 ・コロナ治療終了後の一般病院転院や、症状軽快後の宿泊施設への移行の円滑実施が必要
宿泊療養 (988 室)	・受入体制の強化により、宿泊療養室使用率が上昇 ・宿泊療養基準に該当しない高齢者等が入院調整（自宅待機） → 宿泊療養施設の受入対象の弾力化や、施設での一定の医療的対応が必要
入院調整等	・クラスター発生施設での適切な療養に向けた支援の必要 ・入院調整者の増加により、自宅待機者の症状のよりの確な把握や、病状急変への対応など機動的な対応が必要（特に要介護者等への対応）

## II 入口対策

### 1 病床数の拡充

800 床（+50 床）程度の体制構築をめざし、医療機関に病床確保を要請中

### 2 宿泊療養施設の受入拡充

1,200 室（+200 室）程度の体制構築をめざし、新たな施設の確保に向け交渉中

### 3 入院調整機能の強化

CCC-hyogo での医師及び調整事務スタッフの充実（看護系大学の教員等の派遣依頼）

## III 出口対策

### 1 症状軽快者の転院等受入促進

①重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進、②入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送促進について、各医療機関へ依頼（1/13 通知発出）

### 2 回復者の転院受入促進 **（別添 1）**

#### （1）「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置

当面の間、県病院協会・県民間病院協会に「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進

#### （2）転院受入医療機関への支援

入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入れ支援を実施

① 期間 緊急事態措置期間中

② 内容 1 名受入れあたり 10 万円（定額：10 千円×10 日間程度）

（参考）回復した患者の転院受入促進

【診療報酬加算・250 点→750 点（12/15～）、・950 点（1/22～）】

### 3 社会福祉施設への回復者の受入促進 **（別添 2）**

#### （1）退院基準満了証明（仮称）の発行

県が回復者の退院基準満了証明を行い、（医療機関が交付）、社会福祉施設への円滑な受入を促進

## (2) 社会福祉施設への退院受入支援の実施

退院にあたって、社会福祉施設等への入居が必要な場合、社会福祉施設への受入れ支援を実施

- ① 期間 緊急事態措置期間中
  - ② 内容 1名受入れあたり10万円（定額：10千円×10日間程度）
- (参考) 回復した患者の退院受入の通知、定員超過減算不適用(12/25 国通知)

## IV 入院調整者等への対応

### 1 医療機関・社会福祉施設等でのクラスター対策等

#### (1) 感染管理認定看護師等を派遣し、施設特性に応じゾーニング、防護具着脱訓練の実施

#### (2) 一般医療機関へのクラスター発生時の空床確保料を支援

陽性患者の受入れを実施する医療機関に対し、重点医療機関並の空床確保料を支援

#### (3) 精神科医療機関への感染者発生時の支援

感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援

#### (4) 社会福祉施設への感染者発生時の支援

特別なコロナ対応が必要でない場合、社会福祉施設入所者は当該施設で療養することとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援

- ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
- (支援金額例) 感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円

### 2 宿泊療養施設の対応強化

#### (1) 宿泊療養施設の受入対象患者のさらなる弾力運用

医師等の判断により、65歳以上の高齢者等について入院を経ない宿泊療養を試行的に実施

#### (2) 宿泊療養施設への医療チームの派遣 (別添3)

オンコル医師の対応に加え、DMATの仕組み等を活用して医師等の医療チームを派遣し、医療ケアの必要がある患者の受入れ増加により、施設利用を促進し医療機関の負担を軽減

### 3 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化 (別添4)

患者の状況に対応し健康観察を強化するとともに、要介護者には介護サービス確保を支援

#### (1) 健康観察の強化

##### ① 全自宅待機者への対応

感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談

##### ② 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方への対応

パルスオキシメーター等を活用した看護系大学教員等による家庭訪問等の実施

#### (2) 介護・障害福祉サービスを必要とする場合

訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給

- ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

令和 3 年 1 月 22 日

## 回復者の転院受入促進について

新型コロナウイルス感染症患者の急増により入院病床の運用が厳しい状況にあることから、当該感染症から回復した者のうち、他疾患による治療が必要な者の転院受入を当面の間支援することにより、入院対応医療機関の病床を確保し、医療機関の適切な役割分担による、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制の充実を図る。

### 1 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」の設置

県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した転院支援窓口を設置し、医療機関の地域連携室等と連携のもと、転院受入促進を図る。

#### (1) 設置期間

令和 3 年 3 月 31 日まで（感染状況を踏まえ次年度以降の継続も検討）

#### (2) 業務内容

- ① 県が提供する疾患別の医療機関リスト等を参考として、転院受入可能な医療機関の調査及び拡充の働きかけ
- ② 圏域外からの受入患者の転院を中心に、陽性患者受入医療機関からの依頼により、病院情報の提供等を実施

### 2 回復者の転院受入促進支援事業

入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院により係る経費等に対して転院受入医療機関へ協力金を支給する。

#### (1) 事業期間

緊急事態宣言下（1月14日（木）～2月7日（日） 25日間）

#### (2) 支援内容

1名受入れあたり10万円（定額：10千円×10日間程度）

## 退院基準満了証明書

社会福祉施設の長 様

\_\_\_\_\_様は、国の定めた新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たしたことを証明する。

退院基準満了日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

兵庫県健康福祉部感染症等対策室

室 長 山下 輝夫

(交付医療機関名 \_\_\_\_\_)

※ 上記の方は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過しました。

国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから 7 日～10 日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、感染性は極めて低いことがわかっています。

## 宿泊療養施設への医療チームの派遣について

### 1 趣旨

宿泊療養施設において、これまでのオンコール医師の対応に加え、DMAT の仕組み等を活用して医師等の医療チームを派遣し、健康管理体制を強化することにより、医療ケアの必要のある患者の受入の増加による施設の利用率向上、入院医療機関の負担軽減を図る。

### 2 派遣等の概要

(1) 派遣場所 ホテルヒューイット甲子園（西宮市）

(2) 派遣時期 令和3年1月23日（土）～

(3) 派遣手続

- ・ 県から関係医療機関に医療チームの派遣を要請（人選は派遣元病院で行う）
- ・ 派遣元病院は業務として出張・往診の取扱とする

(4) 派遣を求める人員・業務内容等

派遣者	内容	備考
医師・看護師 ・業務調整員	①宿泊療養者の体調の早期判断と急変時の患者対応 ・朝夕の健康観察 ・急変時の対応（発熱者等への診察、服薬（解熱剤、ステロイド等） ②宿泊療養施設での看護業務に係る指導助言	ホテル内に部屋を確保

(5) 配置時間

- ・ 朝夕に施設を定期訪問（当面は毎日実施）
- ・ 現場滞在は、朝9時前後の1～2時間、夕方17時前後の2～3時間を基本

### 3 費用負担等

次のとおり対応

経費の種類	対応
人件費・旅費	県から派遣元病院に補助 【人件費の上限（1人1位時間の単価）】 ①医師：7,550円、②医師以外の医療従事者：2,760円、 ③業務調整員：1,560円
宿泊療養施設で用いる 資機材等	・ 個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品は県で準備 ※ やむを得ず病院の携行品等を使用した場合は県から実費相当額を補助 ・ 医療チームが待機等する部屋は県が借り上げ
傷害保険	業務として行うため、公務災害補償又は労働災害補償で対応可能

### 4 その他

- ・ 当面は本県の基幹災害拠点病院である災害医療センターのDMAT 隊から始め、順次他病院へ拡大
- ・ 急変時の患者受入れ医療機関の拡充について、近隣病院と調整を進める

## 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化

### 1 趣旨

入院調整中のため、自宅待機している者に対して、家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。

### 2 現在の対応

- (1) 保健師が電話による症状の聞き取りによる健康観察を実施（1回/日）  
（項目：発熱、咳、鼻汁鼻閉、咽頭痛、倦怠感、呼吸苦、その他）
- (2) 症状悪化時は、自宅待機者・家族からの健康福祉事務所への連絡（夜間休日は24時間健康相談コールセンター経由）により入院調整等対応

### 3 今後の対応

#### (1) 健康観察の強化

##### ア 全自宅待機者への対応

##### (ア) 自宅待機中の感染予防等の徹底

自宅待機者向けの過ごし方、同居の家族向けの感染予防についてのリーフレットの配布やホームページへの掲載

##### (イ) 健康観察アプリによる自己チェック（2回/日：7:00, 15:00）

- ・実施者：自宅待機者または家族
- ・内容：体温測定等、健康観察項目を自己チェックレスマホで入力

##### (ウ) 電話による健康観察・随時相談

- ・実施者：保健所保健師、状況により県看護協会へ委託
- ・内容：自己チェックの確認と健康観察の実施（2回/毎日）  
待機者・家族からの相談対応（随時：休日夜間除く）

##### イ 年齢や症状等に応じた特別な対応

看護系大学教員等の協力を得て、パルスオキシメーター(貸出)によるチェックなど、健康観察を実施

##### (ア) 家庭訪問（1回/日）実施

- ・対象者：① 75歳以上または独居の者  
② 区分Aに1つでも該当する者

##### (イ) 家庭訪問（原則1回/2日）実施

- ・対象者：区分Bに1つでも該当する者（上記(ア)を除く）

区 分	A	B
① 発熱	37.5℃以上が2日以上連続 (解熱剤使用含む)	37.5℃以上
② 息苦しさ・頭痛・ 咳・倦怠感等	継続して有り	時々有り
③ 基礎疾患	有り（治療中）	既往有り (治療済又は経過観察中)

※基礎疾患：糖尿病、心不全、高血圧、呼吸器疾患（COPD等）、透析、がん、免疫抑制剤服用のうちいずれか

#### ウ 健康観察を実施する看護師の募集

- ・看護系大学に対して、家庭訪問による健康観察を実施する教員等を募集  
(募集期間：令和3年1月22日～28日)
- ・当面の間は、県職員により実施

#### (2) 入院調整等

健康観察等の結果、必要であれば、健康福祉事務所または CCC-hyogo で入院調整を実施

#### (3) 自宅待機中に介護・障害福祉サービスを必要とする場合

##### ア 既にサービスを利用している者

訪問介護等既に利用している事業所等によるサービスの継続、もしくは代替サービスの確保等により、生活を維持するために最低限必要な支援を実施

##### イ 新たにサービスを利用する者

市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、サービスを提供

上記いずれの場合も、サービス提供事業所等に対し、必要となるかかり増し経費（衛生用品購入費用、担当職員への手当等）に加え、協力金を支給

- ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

## 新型コロナウイルス感染症患者の自宅待機にかかる 家庭訪問を行う看護師募集について（依頼）

県では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が多数発生しており、医療体制が逼迫していることから、入院調整中のため、自宅待機をしていただく方が増加しています。

ついては、自宅待機者が安心して過ごしていただくために、家庭訪問を行う看護職の派遣について、県内看護系大学に対して募集いたします。

### 1 募集期間

令和3年1月22日（金）～1月28日（木）

### 2 募集内容

- ① 職種 看護職
- ② 派遣場所 県内健康福祉事務所
- ③ 派遣日時 令和3年2月1日（月）～ 当分の間  
上記期間のうち可能な日時
- ④ 業務内容 自宅待機者への家庭訪問による健康観察  
※感染予防対策のもと、実施していただきます
- ⑤ 謝金・交通費を支給します

### 3 申込み

別紙により、大学単位で申し込んでいただきますようお願いいたします。

- 申し込み先：兵庫県健康福祉部健康局健康増進課
- 申し込み方法：下記の問い合わせ先にメール、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

#### 【問い合わせ先】

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 中前、山下  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
TEL 078-341-7711（内線 3250）  
FAX 078-362-3913  
E-mail hokenshido@pref.hyogo.lg.jp